

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

山口県萩市長

公表日

令和6年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付等に関する事務。</p> <p>番号法においては別表第一68の項により以下の事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 ⑫マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での申請書の受領 ⑬マイナポータルによるお知らせ機能を使用した届出人に対する通知</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム、マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、電子申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 世帯員情報ファイル 3. 収納履歴ファイル 4. 滞納処分ファイル 5. 宛名基本ファイル 6. 口座情報ファイル 7. 調定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 68の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、95、109、117の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93、94の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	萩市福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 郵便番号758-8555 萩市大字江向510番地 萩市福祉部高齢者支援課 電話:0838-25-3368 fax:0838-25-3501 E-mail:kourei@city.hagi.lg.jp </div> <div style="width: 45%;"> 郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp </div> </div>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 郵便番号758-8555 萩市大字江向510番地 萩市福祉部高齢者支援課 電話:0838-25-3368 fax:0838-25-3501 E-mail:kourei@city.hagi.lg.jp </div> <div style="width: 45%;"> 郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp </div> </div>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	介護保険課	高齢者支援課	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課 宮本 英次	高齢者支援課長 岩武 明司	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	介護保険課	高齢者支援課	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	介護支援課	高齢者支援課	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	萩市保健福祉部高齢者支援課	萩市福祉部高齢者支援課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 岩武 明司	高齢者支援課長 俣賀 保宏	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部高齢者支援課 市民部収納課	福祉部高齢者支援課 財務部収納課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部高齢者支援課 市民部収納課	福祉部高齢者支援課 財務部収納課	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢者支援課長 俣賀 保宏	高齢者支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(省略)	(省略) ⑫マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での申請書の受領 ⑬マイナポータルによるお知らせ機能を使用した届出人に対する通知	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム、マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、電子申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部高齢者支援課 財務部収納課	福祉部高齢者支援課 市民部収納課	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部高齢者支援課 財務部収納課	福祉部高齢者支援課 市民部収納課	事後	
令和6年1月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年1月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	